

町営住宅について

● 入居の申込みができる人

次の条件をすべて満たす方です。

- (1) 現在住宅に困っている。
- (2) 町内に住所または勤務場所がある。
- (3) 所得が所定の月収額基準に該当している。(下記、計算方法を参照ください)
- (4) 税金等の滞納がない。
- (5) 持ち家など固定資産を所有していない。
- (6) 同居親族または同居しようとする親族がいる。
- (7) 申請者または同居する者が暴力団員でないこと。

月収額の計算方法

$$\text{月収額} = [\text{①所得金額} - \text{②同居親族控除} - \text{③その他の控除}] \div 1.2$$

① 所得金額 (世帯に所得者が2人以上いる場合は全員の所得を合算。)

② 同居親族控除

申込者を除く同居者	1人につき38万円
-----------	-----------

③ その他の控除 (該当する場合にのみ控除します)

老人配偶者・老人扶養親族 (70歳以上)	1人につき10万円
特定扶養親族 (16歳以上23歳未満)	1人につき25万円
障害者 (特別障害者)	1人につき27万円 (1人につき40万円)
寡婦・寡夫	★27万円
別居扶養親族	1人につき38万円

(注)★印：本人の所得金額が控除額未満のときは所得金額を限度とします。

月収額基準

- 本来階層世帯の月収額 158,000円以下
- 裁量階層世帯の月収額 214,000円以下 (下記の①～⑦裁量階層世帯)

* つぎのいずれかに該当される方は、単身でも申込みをすることができます。

- ① 60歳以上の方
- ② 身体障害者 (障害程度1級から4級)
- ③ 精神障害者 (障害程度1級から2級)
- ④ 知的障害者 (手帳の交付を受けた人)
- ⑤ 戦傷病者
- ⑥ 原子爆弾被爆者
- ⑦ 海外からの引揚者で、日本に引き揚げた日から5年を経過していない方
- ⑧ 生活保護法に規定する被保護者
- ⑨ DV (配偶者暴力) 被害者 (裁判所の保護命令等を受けてから5年を経過していない方)

●申込みできない人

- ・ 現に県営住宅または市町営住宅に住んでいる方。
- ・ 家族を不自然に分離または集合した方。

● 入居申込について

町営住宅の募集は、空室ができ、入居できる状態になった時に、その都度、広報等で募集のお知らせをします。下記、宇多津町営住宅申込書等様式をダウンロードして必要事項をご記入・押印のうえ、添付書類と一緒にご提出ください。

* 提出書類

- ・ 住民票（入居申込者の世帯全員のもので、本籍・続柄が記載されているもの）
- ・ 所得課税控除証明書（市区町村長が発行するもの）
- ・ 納税証明書（市区町村長が発行するもの）
- ・ その他

* 婚約中の方、障がいのある方、単身の方など上記のほかにも書類が必要です。

* なお、単身入居の方は入居者資格審査のため、入居の申込みをした方本人と面接をいたします。

●入居予定者の決定について

入居申込みの人数が、募集戸数を上回る場合においては、募集締め切り後、入居者資格の審査等を行い、多数の場合は抽選により決定します。

● 家賃について

入居世帯の所得（世帯員全員の所得を合算）、町営住宅の場所、各部屋の床面積、町営住宅の建築年度などによって算定されます。

● 入居時の手続きについて

（１）連帯保証人を１名定め、使用請書に入居者及び連帯保証人の実印を押印のうえ、印鑑証明書を添付してください。さらに、連帯保証人は所得課税証明書が必要です。

（２）家賃の３か月分に相当する敷金の納付が必要です。

<宇多津町営住宅>

団地名	位置	建築年次	構造
新開南	宇多津町 2609 番地 2	平成 9 年	鉄筋コンクリート造 3 階建
		平成 10 年	鉄筋コンクリート造 3 階建
新 町	宇多津町 3590 番地	平成 13 年	鉄筋コンクリート造 7 階建

* 募集を停止している住宅は記載していません。

* 法改正等があった場合、内容が変更になることがあります。

* 町営住宅申込み等について、詳しくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

地域整備課 住宅担当 TEL 0877-49-8012